## 函館市企業局カラー電車デザインアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局広告審査会設置要綱第4条第4項の 規定によるカラー電車のデザインの審査に係る助言をする函館市 企業局カラー電車デザインアドバイザー (以下「アドバイザー」 という。) について必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの業務)

- 第2条 アドバイザーは、次の業務を行う。
- (1) 函館市企業局広告審査会委員長(以下「委員長」という。)の求めにより、カラー電車のデザインの審査における車体広告(カラー電車)デザインガイドライン(以下「ガイドライン」という。)との適合性の評価および修正のための助言
- (2) ガイドラインの変更作業時の助言
- (3) その他委員長の求めによるカラー電車のデザインの審査に係る 必要な事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、函館市景観アドバイザーなど建築、デザイン、色彩等に関する分野において、専門的知識を有する者のうちから委員長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。
- 2 アドバイザーは、再任されることができる。
- 3 委員長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を解くことができる。
- (1) アドバイザーから委嘱の辞退の申し出があったとき
- (2) 委員長が、必要があると認めるとき (守秘義務)
- 第5条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしては ならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(謝礼)

第6条 委員長は、アドバイザーが業務に従事した場合は、1件に つき5、000円の謝礼を支払うものとする。 (庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、交通部事業課において処理 する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。